

事業名	： 定款変更並びに公益法人への移行認定申請			
室名	： 総務室	委員会名	： 総務広報委員会	
担当役員名・役職名	： 副理事長	： 西宮 彰宏	確認日	： 2009年7月1日
担当役員名・役職名	： 室長	： 鎧屋 智幸	確認日	： 2009年7月1日
議長・委員長名	： 委員長	： 青池 朝成		
文書作成者名・役職	： 理事長	： 三代川 雅信	作成日時	： 2009年6月31日
財務確認	： 財政局長	： 岡畑 和弘	確認日	： 2009年 月 日

[トップ](#) / [事業要綱](#) / [事業概要](#) / [審議対象資料](#) / [前回までの流れ](#) / [上程日程](#) / [参考資料](#) / [事業予算](#)

## 事業要綱

### 1. 事業実施に至る背景

2008年度事業年度内に習志野青年会議所の組織の方向性として「公益法人格取得決議」と申請に伴い必要となる「定款変更(草案)」が作成され承認されました。実際に申請した他団体の経過を見ると僅か5年間の移行期間内に申請できる機会と県からの指導に対応する所定の期間を考慮した時に、昨年度からの資料を引き継ぎ逸早く認定申請をする事が必要であり、その為の定款変更及び申請に関わる一連の流れを理事会において承認する必要がある。

### 2. 事業の対象者

対外対象者:無し

対内対象者:習志野青年会議所会員

### 3. 事業目的 (対外)

無し

### 4. 事業目的 (対内)

「審査、指導、修正」により申請に関する事務手続きの不備を解消し、申請に関わる負担を軽減する事が出来る。公益法人として認定される事により組織の方向性が明確になり、本来の事業運営に専念する事ができる。公益法人に定められた遵守事項に則った組織運営を構築し次代を担う会員に引き継ぐ時間的なゆとりが持てる。

[トップ](#) / [事業要綱](#) / [事業概要](#) / [審議対象資料](#) / [前回までの流れ](#) / [上程日程](#) / [参考資料](#) / [事業予算](#)

## 事業概要

### 1. 実施日時

定款変更: 2009年総会承認後事業年度内(施行は認定後の登記日)

認定申請: 2009年事業年度内

---

### 2. 実施場所・会場

事務所が所在する都道府県知事(千葉県)

---

### 3. 参加員数計画並びに参加推進方法

無し

---

### 4. 予算・決算

予算総額 0円

**事業予算書へ**

---

### 5. 外部協力者・協力種別

千葉県商工労働部経済政策課 商工団体室

青年会議所担当者: 鱒沢雅子 主査

043 - 223 - 2704

---

### 6. 実施組織

総括監修: 理事長が法人代表者として資料及び認定手続き、管理を総括監修

総務室: 申請手続き

事務局: 申請資料の精査及び管理

財政局: 計算資料に関する確認、事務局補佐

---

### 7. 事業内容(目的達成のための手法説明)

5月: 正副後から電子申請書類の作成開始

6月: 6月26日(金)に意見交換会と新入会員の為にも法改正についての簡易説明会を実施(予定)

6月末~7月上旬: 臨時総会開催予定

総会后、準備が整い次第県に電子申請

申請後年度末に事業報告審議

---

### 8. 前年度からの引継ぎ事項

2008年度より定款変更(草案)を引き継ぎました

---

### 9. 事業実施により期待される効果

認定を受ける事で組織の方向性が明確となり本来の青年会議所運動に邁進できる

公益法人格を取得する事により、より地域からの信頼と理解を得る事ができる

遵守事項に則る運営により、事業目的・手法・効果・検証が行われ組織が大きく成長するきっかけとなる

---

### 10. 公益性に関わる事項

公益法人格を取得する事により「公益目的に関わる事業」の全ての項目に該当すると考えます

---

### 11. 依頼事項

定款変更案を必ず一読し確認していただきたい

---

## 12. 討議・協議・審議のポイント

討議: 並行した議案上程で問題無いか

協議: 定款変更、認定申請について理解し易い資料内容となっているか

審議: 定款変更、認定申請について誤った内容が無いか

[トップ](#) / [事業要綱](#) / [事業概要](#) / [審議対象資料](#) / [前回までの流れ](#) / [上程日程](#) / [参考資料](#) / [事業予算](#)

---

### 審議対象資料一覧

電子資料 [ご覧になる際は、資料名をクリックしてください]

	電 子 資 料 名
1	<a href="#">定款変更(案)</a>
2	
3	
4	
5	

配布資料・回覧資料

		資 料 名 内 容
1	配布・回覧	
2	配布・回覧	
3	配布・回覧	
4	配布・回覧	
5	配布・回覧	

[トップ](#) / [事業要綱](#) / [事業概要](#) / [審議対象資料](#) / [前回までの流れ](#) / [上程日程](#) / [参考資料](#) / [事業予算](#)

---

### 前回までの流れ(意見と対応)

第05回正副理事長会議

開催日 2009年 5月 7日 (木曜日)協議

意見 日本 JC の最新定款変更案の資料や千葉 JC の定款変更案をもう一度確認し精査して頂ければと思います。

対応 千葉 JC の定款変更案のデータは確認済ですので日本 JC の最新データを入手して精査します。

意見 事業報告を予定しているのかその辺りのスケジュールを明確にして頂ければと思います。

対応 7. 事業内容と上程スケジュールに明記しました。

---

第05回理事会

開催日 2009年 5月 20日 (水曜日)協議

意見 定款変更と申請を並行して上程せず分割した方が良いのではないか  
 対応 分割も考えましたが申請スケジュールや手法も含め協議審議した方が理解を得られ易いと判断しました  
 意見 文書作成者が理事長となっている上程スタイルについて説明ください  
 対応 実施組織にある通り法人代表者として担当行政庁に対し全てを統括する責任と、分担作業が実質的に困難な内容を考慮しこの様な上程スタイルを取りました。

第06回正副理事長会議 開催日 2009年 6月 3日 (水曜日)協議

意見 審議対象資料のフォーマットにある補足文章を削除してください  
 対応 削除しました  
 意見 7、事業内容にある意見交換会の実施日時を具体的に決めて下さい  
 対応 総務室、議長と調整を図り6月26日(金)を予定しました

第06回理事会 開催日 2009年 6月 17日 (水曜日)審議

意見 特になし。  
 対応

財政局 開催日 2009年 月 日 (曜日)確認

意見  
 対応

### 議案上程スケジュール

事業計画・予算				事業報告・決算			
回数	諸会議名	開催日時	議事	回数	諸会議名	開催日時	議事
第5回	正副理事長会議	2009年5月7日	協議	第12回	正副理事長会議	2009年12月 2日	協議
第5回	理事会	2009年5月20日	協議	第12回	理事会	2009年12月16日	審議
第6回	正副理事長会議	2009年6月3日	協議				
第6回	理事会	2009年6月17日	審議				

[トップ](#) / [事業要綱](#) / [事業概要](#) / [審議対象資料](#) / [前回までの流れ](#) / [上程日程](#) / [参考資料](#) / [事業予算](#)

### 参考資料一覧

種別	資料名
1 電子・配布・回覧	【定款変更】 <a href="#">定款変更(案)説明補足付</a>
2 電子・配布・回覧	【認定申請】 <a href="#">認定申請書類</a> <a href="#">申請書類の手引</a> PDF
3 電子・配布・回覧	【申請方法】 <a href="#">電子申請の勤め</a> <a href="#">電子申請申込書</a> <a href="#">電子申請費用</a>
4 電子・配布・回覧	【補足資料】 <a href="#">認定後の注意点</a> <a href="#">LOM運営の変更点</a>
5 電子・配布・回覧	

[トップ](#) / [事業要綱](#) / [事業概要](#) / [審議対象資料](#) / [前回までの流れ](#) / [上程日程](#) / [参考資料](#) / [事業予算](#)

旧定款	新定款
<p>&lt; 第 1 章 : 総則 &gt;            &lt; 第 2 章 : 会員 &gt;            &lt; 第 3 章 : 役員等 &gt;            &lt; 第 4 章 : 会議 &gt;            &lt; 第 5 章 : 資産及び会計 &gt;            &lt; 第 6 章 : 定款の変更・第 7 章・第 8 章 : 雑則 &gt;            諸規則</p>	<p>&lt; 第 1 章 : 総則 &gt;            &lt; 第 2 章 : 会員 &gt;            &lt; 第 3 章 : 役員等 &gt;            &lt; 第 4 章 : 総会 &gt;            &lt; 第 5 章 : 理事会 &gt;            &lt; 第 6 章 : 例会、室及び委員会 &gt;            &lt; 第 7 章 : 基金 &gt;            &lt; 第 8 章 : 財産及び会計 &gt;            &lt; 第 9 章 : 管理 &gt;            &lt; 第 10 章 : 情報公開及び個人情報の保護 &gt;            &lt; 第 11 章 : 定款の変更、合併及び解散 &gt;            &lt; 第 12 章 : 補則 &gt;            諸規則</p>
<p><b>定 款</b></p> <p>第 1 章 総 則            (名称)            第 1 条 この法人は、社団法人習志野青年会議所と称する。</p>	<p><b>定 款</b></p> <p>第 1 章 総 則            (名称)            第 1 条 この法人は、公益社団法人習志野青年会議所と称する。</p>
<p>(事務所)            第 2 条 この法人は、事務所を千葉県習志野市津田沼 4 丁目 11 番 14 号に置く。</p>	<p>(事務所)            第 2 条 この法人は、事務所を千葉県習志野市津田沼 4 丁目 11 番 14 号に置く。</p>

旧定款	新定款
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、地域社会の経済、社会、文化等の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に務めると共に、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、地域社会の経済、社会、文化等の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に務めると共に、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。</p>
	<p>(規律)</p> <p>第4条 この法人は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。</p> <p>2. この法人は、これを特定の政党又は政治団体のために利用しない。</p> <p>3. この法人は、理事会が別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。</p>
<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。</p> <p>(1)地域社会の経済、文化等に関する調査研究及びその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業。</p> <p>(2)社会奉仕事業及び青少年の健全育成に関する事業。</p> <p>(3)会員の指導力啓発のための知識の修得と指導力向上に関する事業。</p> <p>(4)国際青年会議所、社団法人日本青年会議所及び国内・国外の青年会議所並びにその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業。</p> <p>(5)全各号に掲げる事業を達成するために必要な事業。</p>	<p>(公益目的事業)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)地域社会の経済、文化等に関する調査研究及びその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業。</p> <p>(2)社会奉仕事業及び青少年の健全育成に関する事業。</p> <p>(3)会員の指導力啓発のための知識の修得と指導力向上に関する事業。</p> <p>(4)前各号に掲げる公益目的を達成するために必要な事業。</p> <p>2. 前項の事業については、千葉県及びその周辺において行うものとする。</p>

旧定款	新定款
	<p>(その他の事業)</p> <p>第 6 条 この法人は、公益事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。</p> <p>(1) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所及び国内・国外の青年会議所並びにその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業。</p> <p>(2) その他前各号に定める事業に関連する事業</p>
	<p>(事業年度)</p> <p>第 7 条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。</p>
<p>(運営の原則)</p> <p>第 5 条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。</p> <p>2. この法人は、これを特定の政党又は政治団体のために利用しない。</p>	

旧定款	新定款
<p>第2章 会員 (種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は次の4種とし、正会員をもって民法上の社員とする。</p> <p>(1)正会員 習志野市及び習志野市に隣接する地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者。ただし、年度内に40歳に達した場合は、その年度末まで正会員としての資格を有する。</p> <p>(2)特別会員 この法人において40歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者。</p> <p>(3)名誉会員 この法人に功勞の有った者で、總會において推薦された者。</p> <p>(4)賛助会員 この法人の目的に賛同し、その發展を助成しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会で承認されたもの。</p>	<p>第2章 会員 (種別)</p> <p>第8条 この法人の会員は次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。</p> <p>(1)正会員 習志野市及び習志野市に隣接する地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者。ただし、年度内に40歳に達した場合は、その年度末まで正会員としての資格を有する。</p> <p>(2)特別会員 この法人において40歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者。</p> <p>(3)名誉会員 この法人に功勞の有った者で、總會において推薦された者。</p> <p>(4)賛助会員 この法人の目的に賛同し、その發展を助成しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会で承認されたもの。</p> <p>2. 40歳に達した当該年度に本会の理事及び監事であったものは、前項にかかわらず選任の事業年度のうち、最終のものに関する定時總會の終結までを正会員とする。ただし外部監事においてはこの限りではない。</p> <p>3. 特別会員、名誉会員、賛助会員は本會議所の会合に参加することができる。但し、一切の表決権及び選挙権並びに被選挙権を有せず、かつ理事会の諮問がある場合に限り、本會議所の運営に関する意見を具申することができる。</p>
<p>(入会)</p> <p>第7条 この法人の正会員、特別会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>2. 入会は、總會が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。</p>	<p>(入会)</p> <p>第9条 この法人の正会員、特別会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>2. 入会は、總會が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。</p>

旧定款	新定款
<p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、総会において別に定める規則に基づき入会金を納入しなければならない。</p> <p>2. 会員(名誉会員を除く。)は、会費を総会において別に定める規則に基づき納入しなければならない。 3. 既納の入会金及び会費は、これを返還しない。</p>	<p>(入会金及び会費)</p> <p>第10条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、総会において別に定める規則に基づき入会金を納入しなければならない。</p> <p>2. 会員(名誉会員を除く。)は、会費を総会において別に定める規則に基づき納入しなければならない。</p> <p>3. 既納の入会金及び会費は、これを返還しない。</p> <p>4. 事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、諸規則に定めるところに基づき、会費を納める義務を負う。</p> <p>5. 前項に規定する諸規則は理事会がこれを定める。諸規則には、会費の額を定めることができる。</p>
<p>(会員の権利)</p> <p>第9条 正会員は、本定款に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。</p> <p>2. 正会員は、この法人の役員を選出する権利を有する。</p>	<p>(会員の権利)</p> <p>第11条 正会員は、本定款に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。</p> <p>2. 正会員は、この法人の役員を選出する権利を有する。</p>
<p>(会員の義務)</p> <p>第10条 会員は、定款及び規則を遵守する義務を負う。</p>	<p>(会員の義務)</p> <p>第12条 会員は、定款及び規則を遵守する義務を負う。</p>

旧定款

新定款

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (3)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である個人、法人並びに団体が解散若しくは消滅したとき。
- (4)諸規則で定める期限内に会費が納入出来ないとき。
- (5)除名されたとき。

(退会)

第 12 条 会員が本会を退会しようとするときは、理事長が別に定める退会願いを理事長に提出しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 13 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (3)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である個人、法人並びに団体が解散若しくは消滅したとき。
- (4)除名されたとき。
- (5)総正会員の同意があったとき。

2. 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認によりその資格を失う。

- (1)出席又は会費納入の義務を履行しない場合。

(退会)

第 14 条 会員が本会を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、理事長が別に定める退会願いを理事長に提出しなければならない。

2. 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

旧定款	新定款
<p>(除名)</p> <p>第 13 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員数の 4 分の 3 以上の議決を経て、これを除名することができる。</p> <p>(1)この法人の定款又は規則に違反したとき。</p> <p>(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3)この法人に対してなした犯罪により、刑罰を科せられたとき。</p> <p>2. 前項各号の理由により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行なう総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>(除名)</p> <p>第 15 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決に基づき、これを除名することができる。</p> <p>(1)この法人の定款又は規則に違反したとき。</p> <p>(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3)この法人に対してなした犯罪により、刑罰を科せられたとき。</p> <p>2. 前項各号の理由により会員を除名しようとする場合は、当該会員に総会の一週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行なう総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>3. 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。</p>
	<p>(休会)</p> <p>第 16 条 正会員がやむを得ぬ事由により長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。</p> <p>2. 前項の規定により休会をしている者は、諸規則に規定する最低限の経費を除いて、定款第 12 条の義務を負わない。</p> <p>3. 1 項の規定により休会をしている者は、正会員としての定款上全ての議決権を有しない。またその数を定款上の全ての総正会員数に算入しない。</p>
<p>(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)</p> <p>第 14 条 会員が第 11 条から第 13 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。</p>	<p>(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)</p> <p>第 17 条 会員が第 13 条から第 15 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。</p> <p>2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の搬出金品は、これを返還しない。</p>

**旧定款****新定款****第3章 役員等**

(種別)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人又は3人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)15人以上17人以内
- (5) 監事 2人又は3人

**第3章 役員等**

(種別)

第18条 この法人に次の役員を置く。理事長は「一般社団・財団法人法」上の「代表理事」とする。副理事長・専務理事は「一般社団・財団法人法」上の「業務を執行する理事」とする。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以上3人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)15人以上17人以内
- (5) 監事 2人以上3人以内

旧定款

新定款

(選任)

第 16 条 この法人の役員は、総会において正会員の中から選任する。

2. 理事と監事は相互に兼ねることはできない。

3. 役員を選任に関して必要な事項は本定款に定めるものの他、総会の議決を経て定める。

(選任等)

第 19 条 この法人の理事は、正会員の中から、総会の決議においてこれを選任する。監事は総会の決議によってこれを選任する。

2. 理事長及び副理事長・専務理事は、理事会において選任する。

3. 理事会は、その決議によって、第 2 項で選任された執行理事より副理事長、専務理事を選任する事ができる。ただし、副理事長は 3 名以内、専務理事は 1 名とする。

4. 理事と監事は相互に兼ねることはできない。

5. 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

6. 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

7. 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

8. その他、役員等を選任に関して必要な事項は本定款に定めるものの他、総会の議決を経て定める。

旧定款

新定款

(職務)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

2. 理事長はこの法人を代表し、業務を統括する。

3. 副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどり、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して常務を統括するとともに事務局を統括する。

5. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計の監査をすること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は千葉県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要あるときは、総会又は理事会の招集を請求し、もしくは招集すること。

6. 役員の職務に関して必要な事項は、本定款に定めるものの他、総会の議決を経て定める。

(理事の職務・権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

2. 理事長はこの法人を代表し、業務を執行する。

3. 副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどり、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行するとともに事務局を統括する。

5. 理事会は、理事長、副理事長、専務理事以外の理事のなかから、業務を執行する者を選定することができる。

6. 理事長、専務理事、副理事長及び第 5 項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

旧定款

新定款

(監事の職務・権限)

第 21 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前項の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする召集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

旧定款	新定款
	(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
<p>(任期)</p> <p>第 18 条 役員の任期は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前項の本文の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 22 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結までとし、再任を妨げない。</p> <p>2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>3. 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前項の本文の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>4. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。</p>
<p>(解任)</p> <p>第 19 条 役員が次の各号の一つに該当する場合は、総会において総正会員数の 4 分の 3 以上の議決を経て、これを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行することができないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>2. 前項の規定により解任しようとする場合は、第 13 条第 2 項の規定を準用する。</p> <p>3. 役員の解任に関しての必要な事項は、本定款に定めるものの他、総会の議決を経て定める。</p>	<p>(辞任及び解任)</p> <p>第 23 条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。</p> <p>2. 役員が次の各号の一つに該当する場合は、いつでも総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決に基づいて行わなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行することができないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>3. 役員の解任に関しての必要な事項は、本定款に定めるものの他、総会の議決を経て定める。</p>

旧定款	新定款
<p>(報酬)</p> <p>第 20 条 この法人の役員は、無報酬とする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 この法人の役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める諸規則による。</p> <p>2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める。</p> <p>4. 会計監査人の報酬等は、理事長が監事の同意を得てこれを定める。</p>
<p>(直前理事長等)</p> <p>第 21 条 この法人に、直前理事長 1 人を置き、顧問 2 人を置くことができる。</p>	<p>(直前理事長等)</p> <p>第 25 条 この法人に、直前理事長 1 人を置き、顧問 2 人以下を置くことができる。</p> <p>2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。</p> <p>3. 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。</p> <p>4. 直前理事長の任期、辞任及び解任は第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。</p> <p>5. 直前理事長等は無報酬とする。</p>
<p>(顧問の資格)</p> <p>第 22 条 顧問は、正会員でなければならない。</p>	<p>(顧問の資格)</p> <p>第 26 条 顧問は、正会員でなければならない。</p>
<p>(直前理事長等の選任)</p> <p>第 23 条 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたる。</p> <p>2. 顧問は、理事長経験者の中から理事長が推薦し、理事会においてこれを選任する。</p>	<p>(直前理事長等の選任)</p> <p>第 27 条 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたる。</p> <p>2. 顧問の選任に関しては、理事長経験者の中から理事長が推薦し、第 19 条 2 項の規定を準用する。ただし直前理事長に関してはこの限りではない。</p>
<p>(直前理事長等の職務)</p> <p>第 24 条 直前理事長等は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。</p>	

旧定款	新定款
<p>(直前理事長等の任期)</p> <p>第 25 条 直前理事長等の任期は、第 18 条の規定を準用する。</p>	
<p>(直前理事長等の報酬)</p> <p>第 26 条 直前理事長等は、無報酬とする。</p>	
	<p>(取引の制限)</p> <p>第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする、この法人の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする、この法人との取引</p> <p>(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。</p> <p>3. 前2項の取扱いについては第54条に定める理事会の規定によるものとする。</p>
	<p>(役員等の賠償責任)</p> <p>第 29 条 役員〈及び会計監査人〉は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2. 理事が前条第1項の規定に違反して同項第1号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。</p> <p>3. 前条第1項第2号又は第3号の取引によってこの法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。</p> <p>(1) 前条第1項の理事</p> <p>(2) この法人が当該取引をすることを決定した理事</p> <p>(3) 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事</p>

旧定款	新定款
	<p>(責任の免除)</p> <p>第 30 条 前条第 1 項の責任は、総正会員の同意がなければ免除することができない。</p>
	<p>(責任の一部免除)</p> <p>第 31 条 前条の規定に関わらず、この法人は、役員〈及び会計監査人〉の第 29 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>2. この法人は外部役員〈及び会計監査人〉との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限度とする契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、<b>金三十万円以上</b>であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第 4 章 会議</p> <p>(種別)</p> <p>第 27 条 この法人の会議は、総会及び理事会の二種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p>	<p>第 4 章 総会</p> <p>(種別)</p> <p>第 32 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とし、一般社団法人・財団法人法上の「社員総会」とする。</p>
<p>(構成)</p> <p>第 28 条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>2. 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>3. 直前理事長、監事及び顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。</p>	<p>(構成)</p> <p>第 33 条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>2. 総会における議決権は、正会員一名につき一個とする。</p>

旧定款

新定款

(総会の機能)

第 29 条 総会は、次の各号を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認。
- (3) 会員の除名。
- (4) 役員を選任及び解任。
- (5) 定款の変更。
- (6) この法人の解散及び残余財産の処分方法。
- (7) 入会金及び会費の決定並びに変更。
- (8) その他総会で重要と認めた事項。

(権限)

第 34 条 総会は、「一般社団・財団法人法」に規定する事項並びにこの定款で定める事項を議決する。総会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事 < 並びに会計監査人 > の選任及び解任。
- (2) 役員報酬の額又は規定。
- (3) 定款の変更。
- (4) 事業計画及び収支予算の決定及び変更。
- (5) 事業報告及び決算報告の承認。
- (6) この法人の解散及び残余財産の処分方法。
- (7) 次に挙げる規則の制定、変更及び廃止。
  - 1 役員選任の方法に関する規則
  - 2 会員資格に関する規則
  - 3 会費及び入会金に関する規則
- (8) 会員の除名。
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受。
- (10) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止。
- (11) 理事会において総会に付議した事項。
- (12) 前各号に定めるほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項並びにこの定款で定める事項。

旧定款	新定款
	<p>2. 前項にかかわらず、第36条3項の総会の目的である以外の事項は、議決することができない。</p> <p>3. 1項・2項にかかわらず、総会の決議によって、理事・監事及び会計監査人が当該総会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。また、定款35条2項の2により召集された総会においては、その決議によって、一般社団法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。</p>
<p>(理事会の機能)</p> <p>第30条 理事会は、次の各号を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項。</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事。</p> <p>(3) 総会の招集に関する事項。</p> <p>(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。</p>	

旧定款

新定款

(開催)

第 31 条 通常総会は、毎年事業年度終了後 2 箇月以内及び 10 月に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事会が招集の必要を議決したとき。
- (3) 権数の 5 分の 1 以上の表決権を有する正会員から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
- (4) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3. 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事会構成員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
- (3) 第 17 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求のあったとき。

(開催)

第 35 条 通常総会は、毎年事業年度終了後 3 箇月以内及び 10 月に開催する。

2. 臨時総会は次に掲げる場合に開催する

- (1) 理事が必要と認め、理事会に召集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面により開催の請求が理事にあったとき。

旧定款	新定款
<p>(招集)</p> <p>第 32 条 会議は、理事長が招集する。</p> <p>2. 総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも 10 日前までに、正会員に通知しなければならない。</p> <p>3. 前条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定による総会は、その請求を受け取った日より 30 日以内に招集の手続きをしなければならない。</p> <p>4. 前条第 2 項による総会を招集する場合は、その通知書面に、附議事項の内容及び提案の理由を記載しなければならない。</p> <p>5. 理事会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも 7 日前までに、理事に通知しなければならない。</p> <p>6. 前条第 3 項第 2 号及び第 3 号による理事会は、その請求を受け取った日より 7 日以内に招集しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第 36 条 総会は、前条 2 項 2 号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その召集手続きを省略することができる。</p> <p>2. 前条 2 項 2 号の場合を除き、総会を招集する場合は次にあげる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。</p> <p>(1) 総会の日時及び場所。</p> <p>(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項。</p> <p>(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨。</p> <p>(4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、法務省例で定める事項。</p> <p>3. 理事長は、前条 2 項 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>4. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または、電磁的方法により、開催日の一週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面または、電磁的方法により議決権を行使できるときは、2 週間前までに通知しなければならない。</p>
<p>(議長)</p> <p>第 33 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。</p> <p>2. 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第 37 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。</p>

旧定款	新定款
<p>(定足数)</p> <p>第34条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。</p>	<p>(定足数)</p> <p>第38条 総会は、総正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。</p>
<p>(議決)</p> <p>第35条 総会の議事は、本定款に定めるものの他、出席した正会員数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3. 総会及び理事会の議決について、特別な利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。</p> <p>4. 総会及び理事会の議決については、前項の規定により行使することができない。議決権の数は、出席した正会員又は理事の数には算入しない。</p>	<p>(議決)</p> <p>第39条 総会の議事は、「一般社団・財団法人法」第49条2項に規定する事項及び本定款に特に定めるものを除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>2. 前項の場合において、議長は正会員として表決に加わることができない。</p> <p>3. 総会の議決について、特別な利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。</p> <p>4. 総会の議決については、前項の規定により行使することができない。議決権の数は、出席した正会員又は理事の数には算入しない。</p>
<p>(書面表決等)</p> <p>第36条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。但し、緊急動議は含まない。</p> <p>2. 前項の場合における第34条並びに第35条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。</p>	<p>(書面表決等)</p> <p>第40条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2. 前項の場合における第38条並びに第39条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。</p> <p>3. 理事または正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。</p>

旧定款	新定款
	<p>(報告の省略)</p> <p>第 41 条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告する事を要しないことについて正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。</p>
<p>(表決権)</p> <p>第 37 条 正会員は、総会において、各 1 個の表決権を有する。</p>	
<p>(議事録)</p> <p>第 38 条 総会及び理事会の議事については、その会議終了後速やかに、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所。</p> <p>(2) 正会員及び理事の現在数。</p> <p>(3) 会議に出席した正会員及び理事の数並びに理事の氏名。(書面表決者及び表決委任者を含む)</p> <p>(4) 議決事項。</p> <p>(5) 議事の経過の概要。</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2. 議事録には、議長並びに出席した正会員及び理事の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 人が署名押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 42 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、その会議終了後速やかに、次の事項を記載した議事録を書面又は電磁的方法をもって作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所。</p> <p>(2) 正会員及び理事の現在数。</p> <p>(3) 会議に出席した正会員及び理事の数並びに理事の氏名。(書面表決者及び表決委任者を含む)</p> <p>(4) 議決事項。</p> <p>(5) 議事の経過の概要。</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2. 議事録には、議長並びに出席した正会員及び理事の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 人が署名押印しなければならない。</p>
<p>(議決事項の通知義務)</p> <p>第 39 条 理事長は、総会の終了後遅滞なく、その議決事項を書面で正会員に通知しなければならない。</p>	

旧定款	新定款
	<p>(総会規則)</p> <p>第 43 条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める諸規則による。</p>
	<p><b>第5章 理事会</b></p> <p>(構成)</p> <p>第 44 条 理事会はすべての理事をもって構成する。</p>
	<p>(権限)</p> <p>第 45 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総会の日程及び場所並びに目的である事項の決定</li> <li>(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項</li> <li>(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定</li> <li>(4) 理事の職務の執行の監督</li> <li>(5) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職</li> </ol> <p>2. 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 重要な財産の処分及び譲り受け</li> <li>(2) 多額の借財</li> <li>(3) 重要な使用人の選任及び解任</li> <li>(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止</li> <li>(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備</li> <li>(6) 第30条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結</li> </ol> <p>3. 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。</p> <p>4. 直前理事長、顧問等は理事会に出席し、意見を述べることができる。</p>

旧定款	新定款
	<p>(種類及び開催)</p> <p>第 46 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。</p> <p>2 通常理事会は毎事業年度 4 回以上開催する。</p> <p>3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事が理事長を選任するとき</p> <p>(2) 理事長が必要と認めるとき</p> <p>(3) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。</p> <p>(4) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。</p> <p>(5) 第 20 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。</p>
	<p>(招集)</p> <p>第 47 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が選任されていない場合に限り、理事が招集する。ただし、前条 3 項第 4 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 5 号後段により監事が招集した場合を除く。</p> <p>2. 理事長は、前条第 3 項第 3 号又は第 5 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内に理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。</p> <p>4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。</p>
	<p>(議長)</p> <p>第 48 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任されていない場合に限り、理事の互選とする。</p>

旧定款	新定款
	<p>(定足数)</p> <p>第 49 条 理事会は、議決に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。</p>
	<p>(議決)</p> <p>第 50 条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、議決に加わる事の出来る理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は、議長の裁決するところによる。</p> <p>2. 前項の場合において、議長は理事として表決に加わることができない。</p> <p>3. 一般の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p>
	<p>(決議の省略)</p> <p>第 51 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。</p>
	<p>(報告の省略)</p> <p>第 52 条 理事若しくは監事&lt;又は会計監査人&gt;が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。</p> <p>2. 前項の規定は、第 20 条第 6 項の規定による報告には適用しない。</p>
	<p>(議事録)</p> <p>第 53 条 理事会の議事については、第 42 条を準用し、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときには出席した理事及び監事は、これに署名または記名押印をしなければならない。</p>

旧定款	新定款
	<p>(理事会規則)</p> <p>第 54 条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める運営規則による。</p>
	<p><b>第6章 例会、室及び委員会</b></p> <p>(例会)</p> <p>第 55 条 この法人は、毎事業年度4回以上例会を開催する。</p> <p>2. 例会の運営については、理事会の議決により定める。</p>
	<p>(室及び委員会)</p> <p>第 56 条 この法人は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために室及び委員会を置く。</p> <p>2. 室及び委員会に関して必要な事項は、総会の議決により別に定める運営規則による。</p>
	<p><b>第7章 基金</b></p> <p>(基金の拠出)</p> <p>第 57 条 この法人は、会員又は第三者に対し、「一般社団・財団法人法」第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。</p>
	<p>(基金の取り扱い)</p> <p>第 58 条 基金の募集、割当て、払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取り扱いについては、理事会の議決により定める「基金管理規定」によるものとする。</p>

旧定款	新定款
	<p>(基金拋出者の権利)</p> <p>第 59 条 この法人は、第 78 条による解散のときまで基金をその拋出者に返還しないものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらずこの法人は、次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拋出者に返還できるものとする。</p> <p>3. この法人に対する基金の拋出者の権利については他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。</p>
	<p>(基金の返還の手續)</p> <p>第 60 条 基金の返還は、定時總會の決議に基づき、「一般社団・財団法人法」第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。</p> <p>2. 前条第 2 項の基金の返還の手續きについては理事会の決議により定めるものとする。</p>
<p>第 5 章 資産及び會計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 財産目録に記載された財産。</p> <p>(2) 入会金及び会費。</p> <p>(3) 寄付金品。</p> <p>(4) 資産から生ずる収入。</p> <p>(5) 事業に伴う収入。</p> <p>(6) その他の収入。</p>	<p><b>第 8 章 財産及び會計</b></p> <p>(特定財産の維持及び処分)</p> <p>第 61 条 第 5 条の公益目的事業を行うために不可欠な別紙記載の特定財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。</p> <p>2. 止むを得ない理由により特定財産の全部若しくは一部を処分または担保に提供するには、理事会において、議決に加わることができる理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。</p> <p>3. 特定財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により次条に定める規則によるものとする。</p>
<p>(資産の管理)</p> <p>第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、總會の議決を経て理事長が定める。</p>	<p>(財産の管理・運用)</p> <p>第 62 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める規則によるものとする。</p>

旧定款	新定款
<p>(経費の支弁)</p> <p>第 42 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。</p>	<p>(経費の支弁)</p> <p>第 63 条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。</p>
<p>(会計区分)</p> <p>第 43 条 この法人の会計は、一般会計及び特別会計の 2 種に区分する。</p> <p>2. 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。</p> <p>3. 特別会計は、一般会計で処理するには不相当と認められる、大規模な又は特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。</p>	<p>(会計区分)</p> <p>第 64 条 収事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。</p>
<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、理事会の議決を経た後、毎事業年度開始前に総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 65 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2. 前項の規定にもかかわらず、やむを得ない理由のため、予算が成立しない場合、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて総会までの収入及び支出することができる。</p> <p>3. 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とする。</p> <p>4. 第 1 項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに千葉県知事に提出しなければならない。</p>

旧定款	新定款
<p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後2か月以内に千葉県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。</p>	<p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第66条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書(以下計算書類等という)を作成し、会計監査人並びに&gt;監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。</p> <p>2. 前項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に千葉県知事に提出しなければならない。</p> <p>3. この法人は、第1項の定時総会終了後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表&lt;及び損益計算書&gt;を公告するものとする。</p>
	<p>(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)</p> <p>第67条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。</p> <p>2. この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。</p>
<p>(剰余金の処分)</p> <p>第46条 この法人の収支決算に剰余が生じた場合は、繰り越した欠損があるときは、その補填に充て、なお剰余があるときは理事会の議決を経て、翌事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(剰余金の処分)</p> <p>第68条 この法人の収支決算に剰余が生じた場合は、繰り越した欠損があるときは、その補填に充て、なお剰余があるときは理事会の議決を経て、翌事業年度に繰り越すものとする。</p>
<p>(借入金)</p> <p>第47条 この法人が、資産の借り入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。</p>	

旧定款	新定款
<p>(会計年度)</p> <p>第 48 条 この法人の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終る。</p>	<p>(会計原則)</p> <p>第 69 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣例に従うものとする。</p>
<p>(会計年度)</p> <p>第 48 条 この法人の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終る。</p>	<p>(会計年度)</p> <p>第 70 条 この法人の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終る。</p>
<p>(事務局)</p> <p>第 53 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3. 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。</p> <p>4. 職員は、理事長が任免する。</p> <p>5. 事務局及び職員に関して必要な事項は、前 4 項に定めるものの他、総会の議決を経て定める。</p>	<p><b>第9章 管理</b></p> <p>(事務局)</p> <p>第 71 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。</p> <p>3. 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。</p> <p>4. 職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。</p> <p>5. 事務局及び職員に関して必要な事項は、前 4 項に定めるものの他、総会の議決を経て定める。</p>

旧定款

新定款

(備付け帳簿及び書類)

第72条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款その他諸規則

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿

(4) 認定、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員等の報酬規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書及び会計監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによるとともに、第73条第2項に定める規則によるものとする。

旧定款	新定款
	<p><b>第10章 情報公開及び個人情報の保護</b></p> <p>(情報公開)</p> <p>第73条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。</p> <p>2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める規則による。</p>
	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第74条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。</p> <p>2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。</p>
	<p>(公示)</p> <p>第75条 この法人の公告は、電子公告による。</p> <p>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p>

旧定款	新定款
<p>第6章 定款の変更</p> <p>(定款変更)</p> <p>第49条 本定款は、総会において、総正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を受けなければ変更することはできない。</p>	<p>第11章 定款の変更、合併及び解散</p> <p>(定款変更)</p> <p>第76条 本定款は、第77条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。</p> <p>2. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく千葉県知事に届けなければならない。</p>
	<p>(合併)</p> <p>第77条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。</p> <p>2. 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を千葉県知事に届けなければならない。</p>
<p>(解散)</p> <p>第50条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定による他、総会において総正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ千葉県知事の認可を得て解散することができる。</p>	<p>(解散)</p> <p>第78条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第148条1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由による他、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。</p> <p>2 この法人が前項の行為をした場合には、解散の日を含む年度の理事の全員が清算人となり、当該解散の日から1箇月以内に、その旨を千葉県知事に届けなければならない。</p>

旧定款	新定款
	<p>(公益目的取得財産残額の贈与)</p> <p>第79条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
<p>(残余財産の処分)</p> <p>第51条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において総正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得て、この法人と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄付するものとする。</p> <p>2. この法人の解散に際しては、解散の日を含む年度の理事の全員が清算人となり清算事務を処理する。</p>	<p>(残余財産の処分)</p> <p>第80条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の議決により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。</p> <p>2. 精算人は、一般社団・財団法人法第233条第1項の期間が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを千葉県知事に届けなければならない。当該見込みに変更があったときも、同様とする。</p> <p>3. 精算人は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を千葉県知事に届けなければならない。</p>
<p>第8章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第54条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て定める。</p>	<p>第12章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第81条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の議決により、別に定める。</p>
	<p>付則</p> <p>1. この定款の変更は、一般社団・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>

旧定款	新定款
	<p>2. この法人の設立当初の理事・監事は、第19条第1項の規定にかかわらず、設立者の定める別紙役員(職)名簿のとおりとし、その任期は、第22条第1項及び2項の規定にかかわらず、役員(職)名簿に記載の日までとする。</p> <p>3. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算書は、第66条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。</p> <p>4. この法人の設立初年度の事業年度は、第7条の規定にかかわらず、設立登記の日から同年度の12月31日までとする。</p> <p>5. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>6. この法人の最初の代表理事は三代川雅信とする。</p>

\* 申請期間における法制度の変更に伴う微細な変更がありえる点は御了承ください。